

(別記 6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (6) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記 1 の第 1 の 4 の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
- ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
- ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告

書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー（森林）については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) セミナー等の開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。また、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会を開催し、効果的な被害対策と技術の普及推進を図る。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナー及び研修会の内容（マッチングを含む。）
- c セミナー及び研修会の開催計画の作成及びセミナーの実施

- d セミナー及び研修会対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有及び意見交換のための全国検討会を全国1箇所以上で開催する。

(イ) 鳥獣被害対策データ活用促進検討会の開催

I C T機器の活用等により得られる鳥獣被害対策に係るデータの活用促進を図るための環境整備に向け、専門知識を持つ者等で構成される検討会を3回以上開催し、データ活用環境改善に係る方策を取りまとめる。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会等の内容
- c 全国検討会等の開催計画
- d 全国検討会の周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(エ) その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ウ)の委員会で検討の上、実施することができるものとする。

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア 処理施設の処理技術向上研修

(ア) 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術者（以下「技術者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、全国2か所以上で研修会を開催する。

イ 捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 研修での指導を行う専門的技術者の育成方法の調査、検討及び育成の実施
- (カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (キ) その他必要な事項

### (3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

#### ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

#### イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールを検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

#### ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

#### エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

### (4) ジビエ流通衛生管理高度化事業

加工、流通、販売段階での衛生管理の高度化の取組を促進するため、野生鳥獣肉の衛生管理及び流通等に関する専門的知識を有する者等で構成された検討委員会を設置し、以下の取組を実施する。

ア 指導者の育成

加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者を育成するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) カリキュラム、教材を作成するための調査、検討及び教材の作成
- (ウ) 指導者育成の研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

イ 個別指導のための指導者の派遣

加工、流通、販売事業者に対し、衛生管理に関する個別の指導を行う専門の指導者を派遣するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成
- (ウ) 個別指導方法や指導者派遣方法の検討及び派遣
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

(5) 広域捕獲選抜部隊体制整備事業

都道府県による広域捕獲活動を効果的かつ円滑に実施するため、管内の関係者の合意のもと捕獲従事者を選抜して広域捕獲選抜部隊（以下（5）において「選抜部隊」という。）を編成し、高度な研修を行い、本部隊による広域捕獲をモデル的に実施する。

ア 検討体制の構築

I C Tを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 選抜部隊を編制する都道府県並びに当該選抜部隊の編成のための捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村の区域
- (ウ) イの選抜部隊の編制についての実施方針
- (エ) ウの高度な研修の実施方針
- (オ) エの広域捕獲の実施方針
- (カ) その他必要な事項

なお、選抜部隊を編成する都道府県について、2以上の都道府県を選定するものとし、捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村については、それぞれ対象都道府県ごとに2以上の市町村を選定する。

#### イ 選抜部隊の編制

事業実施主体は、選抜部隊を編成する都道府県ごとに、アの委員の助言を受け、都道府県、市町村及び当該都道府県の捕獲従事者の団体等との間で選抜部隊編成に係る合意を形成したうえで選抜方法を策定し、選抜部隊の隊員を選抜する。

#### ウ 高度な研修の実施

イの団体等は、イの隊員に対し、広域捕獲に必要な知識や手法を身に着けることができるよう、以下の（ア）～（エ）についての高度な研修を行う。

（ア）県や市町村等との合意形成手法

（イ）ICTを活用した生息調査手法

（ウ）ICTを活用した生息調査結果に基づく効果的な捕獲手法

（エ）その他必要な事項

#### エ 広域捕獲の実施

選抜部隊は、アの（イ）で選定した市町村において、ICTを活用した生息状況調査を実施したうえで広域捕獲を行う。なお、広域捕獲選抜部隊体制整備事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

#### オ マニュアル作成

ア～エまでの結果を基に、各都道府県が選抜部隊を編成し広域捕獲を実施するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成する。

## 2 実施基準

- （1）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- （2）推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

- （3）事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

### 3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

### 4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

### 5 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

## 第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、229,600千円以内とする。

## 第4 事業の実施等の手続

### 1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

### 2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

### 3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

### 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。  
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を

具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

## 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

## 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

## 第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

## 第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

| 区 分       | 内 容                                                              | 留 意 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設 備 備 品 費 | 事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費                        | ・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 消 耗 品 費   | 事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 旅 費       | 事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 謝 金       | 事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。</li> <li>・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 賃 金       | 雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。</li> <li>・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。</li> </ul> |
| 役 務 費     | 事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|       |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | を専ら行うために必要な経費                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                            |
| 委 託 費 | <p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</p>                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。</li> <li>・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。</li> </ul> |
| そ の 他 | <p>事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費</p> |                                                                                                                                                                            |

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 6 の第 4 の 1 関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 6 の第 4 の 1 の（1）（別記 6 の第 4 の 1 の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

| 事業名 | 事業内容                                                                                                                                                                                                   | 事業費 | 負担区分  |        | 備考 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|--------|----|
|     |                                                                                                                                                                                                        |     | 国庫交付金 | 事業実施主体 |    |
|     | (例1)<br>①研修カリキュラム及び教材等の作成<br>②研修会の開催<br>③実施体制の整備<br>④全国検討会の開催<br>⑤報告書等の作成・配布<br>(例2)<br>①全国的な検討体制の構築<br>②検討会の開催<br>③利活用推進に必要な取組<br>ア 捕獲段階<br>イ 処理加工段階<br>ウ 供給段階<br>エ 消費段階<br>④利活用推進に向けた普及啓発<br>⑤その他（ ） | 円   | 円     | 円      |    |
|     | 計                                                                                                                                                                                                      |     |       |        |    |

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

|  |
|--|
|  |
|--|

### 3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業以外の事業）

#### （1）実施体制の整備

##### ア 検討委員会の概要

| 委員会の名称 | 委員の氏名 | 所属・専門分野 | 役割分担内容 | 備考 |
|--------|-------|---------|--------|----|
|        |       |         |        |    |

（注）委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

##### イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

| 開催年月日 | 会議名 | 参加人数 | 内容 | 備考 |
|-------|-----|------|----|----|
|       |     |      |    |    |

##### ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

|  |
|--|
|  |
|--|

#### （2）研修カリキュラム・セミナー・講義及び現場実務講習の開催

（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業の場合に記載する。）

##### ア 研修カリキュラム・セミナー、教育プログラム（カリキュラム）（案）の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

注：研修カリキュラム（案）、セミナー内容（案）を添付すること。

##### イ 研修会・セミナー・講義及び現場実務講習の開催計画（又は実績）

| 開催年月日 | 開催場所 | 加人数 | 研修内容 | 備考 |
|-------|------|-----|------|----|
|       |      |     |      |    |

注：備考欄に周知方法を記載する。

##### ウ 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

| 作成時期 | 規格・装丁 | 部数 | 配布方法 |
|------|-------|----|------|
|      |       |    |      |

注：地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合に記載する。

#### （3）全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催等

（鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。）

##### ア 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催

| 開催時期・開催場所 | テーマ（案） | 参加規模等 |
|-----------|--------|-------|
|           |        |       |

注：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

#### イ データ活用促進検討会の開催計画

| 開催予定時期 | 検討内容（案） | 備考 |
|--------|---------|----|
|        |         |    |

注：検討会開催について具体的に記載すること。

#### （４）研修カリキュラムの概要

|  |
|--|
|  |
|--|

注１：研修カリキュラム（案）を添付すること。

２：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。

#### （５）研修会の開催計画（又は実績）

| 開催年月日 | 開催場所 | 参加人数 | 研修内容 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
|       |      |      |      |    |

注：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

### ３－２ 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

#### （１）コンソーシアムの構成及び役割分担

| コンソーシアム構築時期 |             |    |
|-------------|-------------|----|
| 構成団体等       | 構成団体等が果たす役割 | 備考 |
|             |             |    |

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

#### （２）コンソーシアムによる検討会開催計画

| 開催予定時期 | 検討内容 | 備考 |
|--------|------|----|
|        |      |    |

#### （３）事業実施計画

##### ① 利活用推進に必要な取組

| 取組内容 | 事業実施計画（具体的な調査・検証手段） | 担当する構成団体等 |
|------|---------------------|-----------|
|      |                     |           |

注：要領別記６第２の１の（３）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

| 普及啓発内容 | 普及啓発の対象及び具体的な方法 | 担当する構成団体等 |
|--------|-----------------|-----------|
|        |                 |           |

注：要領別記 6 第 2 の 1 の（3）に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

（4）事業実施スケジュール

| 取組<br>内容 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
|          |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
|          |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |

注：取組内容は（3）事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

（5）その他必要な取組

| 取組の必要性 | 取組の実施内容 | 担当する構成団体等 |
|--------|---------|-----------|
|        |         |           |

注：要領別記 6 第 2 の 1 の（3）ア・イのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

（6）利活用技術者育成研修事業との連携内容

| 連携内容 | 備考 |
|------|----|
|      |    |

3－3 事業の内容（愛玩動物用飼料原料等利用促進事業）

（1）検討体制の構築

ア コンソーシアムの構成及び役割分担

| コンソーシアム等<br>構築時期 |             |    |
|------------------|-------------|----|
| 構成団体等            | 構成団体等が果たす役割 | 備考 |
|                  |             |    |

注 1：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

注 2：構成団体等の欄には、コンソーシアムの構成員の氏名、所属、専門分野等を記載する。

イ コンソーシアムによる検討会開催計画

| 開催予定時期 | 検討内容 | 備考 |
|--------|------|----|
|        |      |    |

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 事業実施計画

ア と体給餌用エサに関する調査

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注１：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注２：要領別記６第２の１の（５）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ マニュアル作成

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注１：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注２：要領別記６第２の１の（５）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 給餌方法の明確化

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注１：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注２：要領別記６第２の１の（５）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ 流通体制の構築

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注：要領別記６第２の１の（５）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

オ 新規需要の創出

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注：要領別記6第2の1の（5）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

#### カ ジビエペットフード利用の普及啓発

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のアに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

#### キ と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

### （3）事業実施スケジュール

| 取組内容 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|      |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|      |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

注：取組内容は、（2）事業実施計画と整合をとる。

### （4）その他事業の目的を達成するために必要な取組

| 取組の必要性 | 取組の実施内容 | 担当する構成団体等 |
|--------|---------|-----------|
|        |         |           |

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合、要領別記6第2の1の（5）のアの（イ）～（エ）のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

注2：と体給餌利用促進事業の場合、別記要領6第2の1の（5）のイの（イ）～（カ）のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

## 3-3 事業の内容（広域捕獲選抜部隊体制整備事業）

### （1）実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

| 委員会の名称 | 委員の氏名 | 所属・専門分野 | 役割分担内容 | 備考 |
|--------|-------|---------|--------|----|
|        |       |         |        |    |

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

| 開催年月日 | 会議名 | 参加人数 | 内容 | 備考 |
|-------|-----|------|----|----|
|       |     |      |    |    |

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 事業実施計画

ア 選抜部隊の編制

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ 高度な研修の実施

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 広域捕獲の実施

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ マニュアル作成

| 取組内容 | 事業実施計画 | 担当する構成団体等 |
|------|--------|-----------|
|      |        |           |

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

| 取組<br>内容 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
|          |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
|          |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |

注：取組内容は、(2) 事業実施計画と整合をとる。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の  
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記6の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）  
事業実施状況報告書  
（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注） 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
- 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 7)

## 全国ジビエプロモーション事業

### 第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (7) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

### 第 2 事業の内容等

- 1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (7) 関係）

#### (1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

#### ア ジビエフェアの開催、周知等

- (ア) ジビエフェアは年 1 回以上（延べ 3 か月程度）開催する。
- (イ) ジビエフェアのポスター等 P R 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア、実地イベント等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。
- (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

#### イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

- (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
- (イ) 協賛飲食店等の募集に当たっては、ジビエの仕入れや調理方法の注意点等を説明会等の方法で周知する。食肉処理加工施設等の情報について、調査を行い、情報提供に努める。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

#### ウ ジビエフェアの運営等

- (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。
- (イ) 協賛飲食店等に対し、ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状

況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者等に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーション、ジビエを活用した宿泊施設と連携したツーリズムなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

## 第4 事業の実施等の手続

### 1 事業実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

### 2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

### 3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

### 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。  
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

## 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

## 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

## 第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

## 第 8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

## 第 9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

| 区 分       | 内 容                                                              | 留 意 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設 備 備 品 費 | 事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費                        | ・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 消 耗 品 費   | 事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 旅 費       | 事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 謝 金       | 事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。</li> <li>・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 賃 金       | 雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。</li> <li>・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。</li> </ul> |
| 役 務 費     | 事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|       |                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                             |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                             |
| 委 託 費 | 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。</li> <li>・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。</li> </ul> |
| そ の 他 | 事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費 |                                                                                                                                                                             |

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 7 の第 4 の 1 関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出（変更協議）  
について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 7 の第 4 の 1 の（1）（別記 7 の第 4 の 1 の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

| 事業内容             | 事業費 | 負担区分  |        | 備考 |
|------------------|-----|-------|--------|----|
|                  |     | 国庫交付金 | 事業実施主体 |    |
| 1. ジビエフェアの開催、周知等 | 円   | 円     | 円      |    |
| 2. 協賛飲食店等の募集、開拓等 |     |       |        |    |
| 3. ジビエフェアの運営等    |     |       |        |    |
| 4. 報告書等          |     |       |        |    |
| 5. その他（ ）        |     |       |        |    |
| 計                |     |       |        |    |

2 事業の目的

|  |
|--|
|  |
|--|

3 事業の内容

（１）事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

|  |
|--|
|  |
|--|

（２）ジビエフェアの開催、周知等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

（３）ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

（４）ジビエフェアの運営等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

| 時期 | 参加店舗数 | 開催概要 | 備 考 |
|----|-------|------|-----|
|    |       |      |     |

(5) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

| 作成時期 | 規格・装丁 | 部数 | 備考 |
|------|-------|----|----|
|      |       |    |    |

(6) 事業実施スケジュール

| 取組<br>内容 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 1・・・     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
| 2・・・     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
| 3・・・     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
|          |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

| 取組の必要性 | 取組の実施内容 | 担当する構成団体等 |
|--------|---------|-----------|
|        |         |           |

注：(2) から (4) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

| 事業内容           | 事業費 | 負担区分  |        | 備考 |
|----------------|-----|-------|--------|----|
|                |     | 国庫交付金 | 事業実施主体 |    |
| 1. ジビエ関連情報の発信等 | 円   | 円     | 円      |    |
| 2. 体験コンテンツの開発等 |     |       |        |    |
| 3. 報告書等        |     |       |        |    |
| 4. その他（ ）      |     |       |        |    |
| 計              |     |       |        |    |

2 事業の目的

|  |
|--|
|  |
|--|

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) ジビエ関連情報の発信等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

(3) 体験コンテンツの開発等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

(4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

| 作成時期 | 規格・装丁 | 部数 | 備考 |
|------|-------|----|----|
|      |       |    |    |

(5) 事業実施スケジュール

| 取組<br>内容 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 1・・・     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
| 2・・・     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
| 3・・・     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
|          |     |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

| 取組の必要性 | 取組の実施内容 | 担当する構成団体等 |
|--------|---------|-----------|
|        |         |           |

注：(2) 及び (3) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第4の4関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記7の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業  
事業実施状況報告書  
（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号  
農林水産省生産局長通知）別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。